

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那珂市「未来に夢がもてるまちへの環境づくり」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県那珂市

3 地域再生計画の区域

那珂市の全域

4 地域再生計画の目標

那珂市は、東京の北東100km余り、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、南側は水戸市に、東側は日立市・東海村に、北側は常陸太田市に隣接している。市の北側は久慈川が西から東へ、西側には、那珂川が北西から南東にそれぞれ流れ、久慈川と那珂川の沿岸に拓けた水田地帯と2つの河川に挟まれたほぼ平坦な那珂台地からなっており、豊かな自然にも恵まれている。

市のほぼ中心部に常磐自動車道那珂インターがあり、JR水郡線も市内を走っているため、都心へのアクセスも良好である。昭和40年代以降、県都水戸市や工業都市の日立市・ひたちなか市などのベッドタウンとして発展し、現在も幹線道路の沿線へ商業施設が多く進出しており、住民の利便性が向上している。その一方で、住民が快適な生活を営むための污水处理施設については、依然として未整備の部分が多く残っており、生活雑排水等によって河川及び沼や農業用排水路等の自然環境が悪化している。

この問題を解消するため、市の中心部に公共下水道の整備、農村地域に農業集落排水事業、さらに、市内全域に個人設置型の合併浄化槽の整備を進めているが、平成22年度末の污水处理人口普及率は、約72%と、県平均より低い値であり、さらなる施設整備が必要である。

このため、污水处理施設のより一層の整備促進を行い、河川環境など貴重な財産である自然豊かな地域環境の保全を図る。あわせて、住民参加による清掃活動や景観維持活動を推進するとともに、住居環境の充実を図り、未来に夢がもてるまちづくりを行う。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進

(平成22年度末污水处理人口普及率72.4%から、平成27年度末の普及率を78.4%に向上)

(目標2) 清掃活動や景観維持活動の参加者

(市内全域の一級河川を対象として毎年夏に行う清掃活動(那珂川・久慈川クリーン作戦[H22参加者1850人])、農業用ため池周辺での景観維持活動(ワンデーチャレンジ:農業集落排水鴻巣区域内[H22参加者130人])への平成27年度参加者数200人(10%)増加)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

豊かな自然環境を保全し、未来に夢をもてるまちへの環境づくりを進めるため、公共下水道については、認可区域(平成24年3月事業認可拡大予定区域含む)の早期整備の促進を図り、農業集落排水施設(鴻巣地区)の整備を行い污水处理施設の効果的な整備を図る。あわせて、自然環境の保全や住居環境の充実を図るための事業を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備個所については、別添整備個所を示した図面による。

- ・公共下水道 平成20年3月事業認可取得
平成24年3月に変更事業認可予定。
- ・農業集落排水(鴻巣地区) 平成22年3月に事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

いずれも那珂市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水

[事業区域]

- ・公共下水道 那珂市の認可区域
(平成24年3月事業認可拡大予定区域含む)
- ・農業集落排水 那珂市鴻巣地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成24年度～27年度
- ・農業集落排水 平成24年度～27年度

[整備量]

・公共下水道	φ 200～300mm	17,000m
・農業集落排水	φ 150～200mm	15,000m

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

・公共下水道	2,000人
・農業集落排水	1,400人

[事業費]

公共下水道	1,600,000千円 (うち、交付金 800,000千円)
農業集落排水	1,400,000千円 (うち、交付金 700,000千円)
合計	3,000,000千円 (うち、交付金 1,500,000千円)

5-3 その他の事業

(1) 生活環境の保全

- ・清掃活動（那珂川・久慈川クリーン作戦）
- ・景観維持活動（ワンデーチャレンジ）

【市広報・お知らせ版の活用による清掃活動等の周知】

ボランティアで行われている清掃活動や景観維持活動などへ、月1回配布している市の広報、月2回配布しているおしらせ版などにより企業や班未加入者等へ周知することにより、参加を即し、住民参加による生活環境の保全を行う。

(2) 住居環境の充実

- ・市民自治組織支援事業

【まちづくり委員会による協働のまちづくりの実施】

市を8地区に分け、地区毎に設置された「まちづくり委員会」や各地区内の自治会に対して、市職員（課長級以上）をサポート職員として参加させ、協働のまちづくりを推進する施策の調査及び真偽を支援することにより、協働のまちづくりを目指す。

6 計画期間

平成24年度～27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。